

困ったときの
相談窓口

【児童家庭課 ☎ 73-1947】



●子どもの相談窓口

日頃、悩んでいる育児や、その他、児童生徒について家庭児童相談員が電話や面談による相談に応じます。
相談内容については、秘密を守ります。相談はすべて無料です。

●女性の相談窓口

家族のこと、夫からの暴力など一人で悩んでいる方に、女性相談員が電話や面談による相談で問題の解決方法を一緒に考えます。

ひとり親の就職のためのサポート事業

●自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の自立を支援するため、市が指定した職業訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給します。

○給付額
受講料の6割、上限20万円(所得により制限があります)



●高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親が就職の際に有利な資格取得のために、1年以上養成機関で修学している方を対象に、生活の負担軽減を図ることを目的に支給します。

○給付額
非課税世帯：月額100,000円 / 課税世帯：月額70,500円(所得により制限があります)



5月5日(日)～5月11日(土)は『児童福祉週間』
市長メッセージ

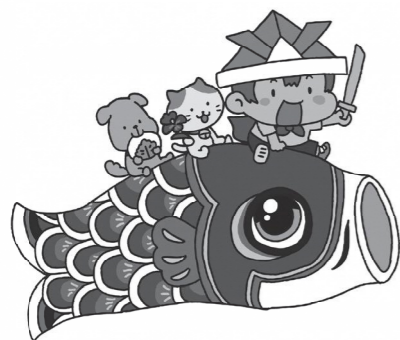
子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会をつくっていくことが重要であります。

国では、毎年、5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。

宮古島市では、平成31年度全国統一標語「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」をテーマに、平良庁舎や各支所において「こいのぼり掲揚式・児童絵画展」の催し物に取り組みます。

市民の皆様におかれましては、子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設け、子どもの健やかな成長、幸せについて考える意義深い週間であることを願っております。

宮古島市長 下地敏彦



宮古島市が取り組んでいる、
子育てに関する各種手当・助成等を紹介します!

お問合せ：児童家庭課 ☎ 73-1966

●児童手当

中学3年生までの児童・生徒を養育している方を対象に支給します。支給月は6月・10月・2月です。

○手当額(月額)
・3歳未満：15,000円
・3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)：10,000円
・3歳以上小学校修了前(第3子以降)：15,000円
・中学生：10,000円
※前年度の所得が制限額以上の場合は、月額5,000円

●母子・父子家庭等
医療費助成

健康保険に加入している母子・父子家庭の保護者と児童、養育者が養育する父母のない児童に対して医療費の一部が助成されます。

●こども医療費助成

病院で保険証とこども医療費の受給者証を提示すると窓口での支払いが無料になります。

助成対象年齢：入院0歳～中学卒業まで / 通院は0歳～未就学児まで
病院で自己負担分(保険適用分)を支払った方は窓口にて申請してください。

領収書の有効
期間は2年

●児童扶養手当

父母の離婚や死別などによるひとり親家庭、父又は母が重度障害の状態にある家庭、父母にかわって養育者に養育されている児童を対象に、18歳に達する年度末まで支給します。(所得制限あり)

※平成31年4月から金額が変わっています。

○手当額(月額)
・児童1人目：全部支給42,910円 / 一部支給42,900円～10,120円
・児童2人目：全部支給10,140円 / 一部支給10,130円～5,070円
・児童3人目以降：全部支給6,080円 / 一部支給6,070円～3,040円



●特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している人に、その障がいの程度により手当が支給されます。(所得制限あり)

※平成31年4月から金額が変わっています。

○手当額(月額)
1級52,200円 / 2級34,770円

●宮古島市出産祝金交付事業

宮古島市では、第1子及び第2子は30,000円、第3子以降は50,000円の祝金を交付します。申請期間は、1歳の誕生日前日まで。

【交付対象者】

- ・出生児の父母であること。
- ・出産予定日の1年前から宮古島市に住所を有していること。
- ・出産時において引き続き宮古島市に住所を有し、出生児と同居し監護していること。
- ・第3子以降の子の交付対象者は、出生児を含む3人以上の子を監護していること。
- ・申請者及び同一世帯者が市税・国民健康保険・保育料を滞納していないこと。

